

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録（7号登録）に当たって

建築物ねずみ昆虫等防除業とは、建築物内におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業である。通常の営業許可とは異なり、当該登録を受けなければ当該事業を行うことができないものではない。

1 登録手続等

(1) 登録手続（新規登録、再登録）

申請書のほか、次の添付書類が必要です。登録の有効期間は6年間です。

申請手数料は新規登録、再登録とも、35,000円（H26.4.1現在）です。

再登録申請は、有効期間が満了するおおむね1ヶ月前までに行ってください。

なお、登録を受けた営業所は、「登録建築物ねずみ昆虫等防除業」と表示することができます。

《添付書類》

- ねずみ等の防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面

機械器具が借用の場合、契約書の写し（借用期間は6年以上であること。保健所で原本照合する。）又は貸出証明書を添付すること。

- 上記機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面

- ねずみ昆虫等防除作業監督者の氏名を記載した書面及び監督者資格を証明する書類の写し（※原本を持参し、保健所の確認を得ること。）

- 従事者研修の実施状況を記載した書面

- 研修内容は、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具、薬剤の種類及び使用方法、防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
- 新規申請の場合、過去1年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を、再登録の場合、過去6年間の研修実績及び今後1年間の研修計画を記載すること。
- 厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する研修制度を利用して行った場合、当該登録団体の発行する証明書に代えることができる。
- 自社で研修を行った場合、使用したテキストや出席者名簿を持参すること。（確認後、返却します。）

- ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法を記載した書面

①作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。）、②使用する薬剤の種類、③薬剤の保管方法、④機械器具等の点検方法、⑤保管庫の管理責任者の氏名、⑥作業報告作成の手順が記載されていること。

- 営業所付近見取図

- 定款の写し（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合の場合）

(2) 変更の手続

次の事項に変更があった場合、その日から30日以内に変更届を提出すること。

- 氏名又は名称、住所、法人にあっては、代表者の氏名
- 営業所の名称、所在地、責任者の氏名
- 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備

⇒ 【添付書類】機械器具の概要を記載した書面（変更前、変更後）

- ねずみ昆虫等防除作業監督者 ⇒ 【添付書類】免状、修了証の写し（※原本持参してください。）

- ・ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法
⇒ 【添付書類】作業方法等を記載した書面（変更前、変更後）

(3) 廃止の手続

事業を廃止した場合、その日から30日以内に廃止届を提出すること。

【添付書類】登録証明書

(4) その他

作業報告書（副本）は5年間保管してください。

2 登録基準

(1) 物的要件

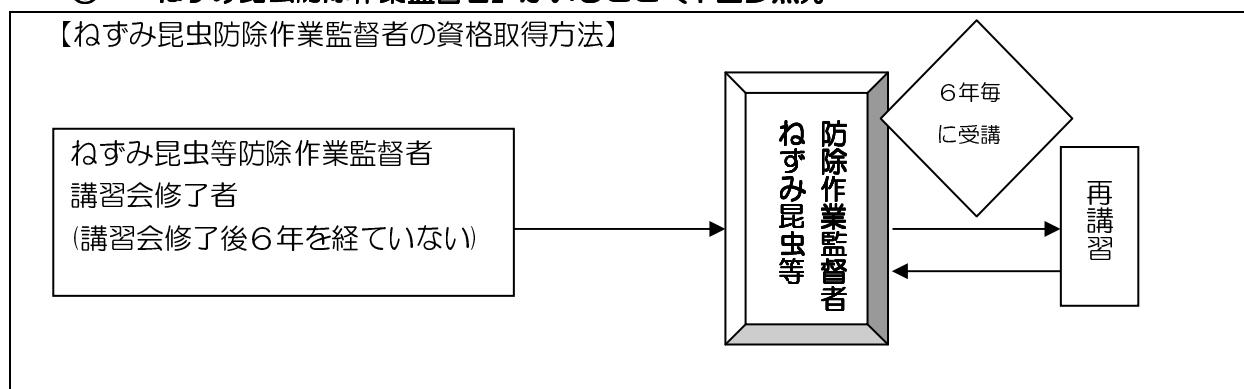
次の機械器具等を所有していること（下図参照）。

機 械 器 具	保 管 庫
(1) 照明器具	機械器具や薬剤などを適切に保管することのできる専用の保管庫
(2) 調査用トラップ	・薬剤が飛散流出しない構造であること。 ・薬剤等により腐食しない構造であること。
(3) 実体顕微鏡（倍率を変えられるもの）	・引火事故の起こりにくい構造であること。
(4) 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器	・機械器具等を保管するのに十分な広さを有していること。 ・独立しており、鍵がかかること。
(5) 噴霧機	※ 薬剤については、機械器具とは別に薬剤専用の保管庫で保管することが望ましい。
(6) 散粉機	
(7) 真空掃除機	
(8) 防毒マスク及び消火器	

（注）物的要件は、原則として借り入れは認められない。また、同一の機械器具で、2ヶ所以上の営業所の登録を受けることはできない。（共用は不可）

(2) 人的要件

① 「ねずみ昆虫防除作業監督者」がいること（下図参照）。



（注）「ねずみ昆虫等防除作業監督者」は、他の登録営業所の同監督者として登録はできない。（兼任不可）

また、他の登録業種の有資格者としても登録できない。（兼任不可）

さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者との兼任もできない。

② ねずみ昆虫等防除作業従事者は研修を修了していること。

《従事者の研修について》

実施主体・・・事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体になって定期的に行われるもの

研修内容・・・ねずみ昆虫等の防除に用いる機械器具の使用方法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するもの

指導者の要件・・・ねずみ昆虫等防除作業監督者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者

研修の頻度・・・作業に従事する者全員が年1回以上受講できること。（年1回とは1日程度で回数を分けて行っててもよい。）

(注) 新規登録申請の場合、初回の従事者研修を実施することが新規登録の人的要件の一つになっているので、あらかじめ、研修内容及び方法を十分に検討しておく必要があります。

(3) その他の要件

作業方法、機械器具等の維持管理の方法が基準に適合していること。

※ 作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示に示す項目にすべて合致する必要があるので、告示内容を十分に把握し、標準的な作業マニュアルを作成してください。

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法に係る基準（抜粋）

平成 14 年 3 月 26 日 厚生労働省告示第 117 号
平成 15 年 3 月 25 日 厚生労働省告示第 118 号一部改正
平成 16 年 3 月 22 日 厚生労働省告示第 118 号一部改正

第7 規則第29条第5号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 2 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 3 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 4 殺そ殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 5 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 6 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 7 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から6までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 8 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。